

議案第 8 号

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市介護保険条例（平成 17 年条例第 139 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第 4 条 (略) 2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,000 円とする。	(保険料率) 第 4 条 (略) 2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の平成 27 年度及び平成 28 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,000 円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から 3 月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市介護保険条例第 4 条の規定は、平成 29 年度分の保険料から適用し、平成 28 年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。

提案理由

低所得者に対する介護保険料に係る軽減措置の期間を延長するため。

